

令和7年10月27日
総務部法務文書課 今井、金山
0742-27-8348（内線 60574, 60594）

報道資料

個人情報の誤掲載について （お詫びと御報告）

この度、奈良県のホームページに掲載した奈良県情報公開審査会の答申について、本来削除すべき1名の氏名等の個人情報を誤ってそのまま掲載する事案が発生しました。

対象者の方に、御迷惑及び御心配をお掛けすることになりましたことを、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

奈良県情報公開審査会から県が受けた答申につき、担当である事務局（総務部法務文書課）が奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）の規定に基づき公表する際、事務局が個人情報を伏せ字等により削除した上で公表すべきところ、事務局の過誤により当該処理をせず、県ホームページに掲載してしまったもの。

その結果、令和7年10月3日（金）から同月8日（水）までの6日間、1名の氏名等の個人情報が記載された状態で、当該答申が県ホームページに掲載されることとなってしまいました。

2. 対応状況

令和7年10月8日（水）の午後に、県関係者からの連絡により発覚し、直ちに当該答申の県ホームページへの掲載を停止し、その後、対象者の方に説明し、謝罪を行いました。

当該答申については、後日、個人情報の削除等の適切な処理の上、県ホームページに再度掲載する予定としています。

3. 今後の対応

今後、このような事態が生じないように、再度、「奈良県情報公開事務取扱要綱」等に記載する事務処理手順の見直しを行い、これに基づきチェックリストを作成いたしました。

当該チェックリスト等に基づき、確認作業等を確実・完全なものとし、個人情報の適切な処理を徹底してまいります。